

令和2年度

周防大島町新生活様式導入補助金 事業概要・申請の手引き

新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、国が示した「新しい生活様式」に対応した対策を講じ営業を継続または再開する事業者に費用の一部を補助します。

1. 目的

- ・買物や飲食等の日常生活を送る仕組みを維持し、地域の経済と雇用を支える商工業の維持を図る
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策による集客力の回復を図る

2. 補助申請について

- 事業の実施期間 令和 2 年 9 月 7 日(月)～ 令和 3 年 2 月 28 日(日)
- ・予算の範囲内での実施 となります。(予算額に達し次第受付終了します)
 - ・4月1日以降に実施された工事等も対象となります。

3. 対象事業者

- 中小企業者・小規模企業及び個人事業主
- ・町内に本社、本店又は主たる事業所を有する法人
 - ・町内に事業所を有する個人事業主

※いずれにおいても 無人店舗は対象外

4. 対象外事業者・店舗・内容

- 事業者及び事業内容が、次のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。
- ・納税義務のある町税等を滞納している者
 - ・営業に関して必要な許可等を取得していない者

5. 対象経費

- ・新型コロナウイルス感染症対策の目的のために、町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主と契約して行う既存店舗の改修、備品の購入に係る費用

改装

- (例)非接触型の蛇口、人感センサー付き照明、自動ドアへの改修、窓の増設、間仕切りの設置、換気設備設置改修、ウッドデッキ等室外施設の増設等

備品

- (例)サーモグラフィー、紫外線発生装置、オゾン発生装置等

6. 対象外経費

- ・1個につき1万円未満(消費税及び地方消費税を含む)又は耐用年数2年未満の備品
- ・管理、補助的経済活動を行う事業所の改装等
- ・無店舗での営業に要する経費

7. 補助率等

- 【補助率・上限額】 補助対象経費の5分の4以内(消費税、地方消費税を含む) 上限額50万円
【交付の回数】 同一の補助対象者への交付は、1回限りとします。

8. 補助申請について

申請時 必要書類	(1)申請書(※申請時チェックシートも添付) (2)見積書の写し (3)店舗の改装前の写真 (4)営業許可書等の写し(営業実態がわかるもの/確定申告書の写しでも可)
-------------	---

4月1日から9月6日までの遡っての申請の場合
(1)見積書の写しは、領収書の写しに替える。
(2)店舗の改装前の写真は、不要。

9. 交付決定について

- ・必ず着手前に申請を行い、町の交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着手したもののについては対象となりません。(ただし、9月6日以前に着手したものは除く)
- ・交付決定額は、交付申請時の見積額により算定しますので、補助事業終了後の補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を下回った場合には、補助金額も減額します。
- ・交付決定後に補助対象事業の変更をしようとする場合は、周防大島町新生活様式導入補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認をえなければなりません。
(交付決定時と異なる内容の工事費は原則として補助対象外となります。)

10. 実績報告書の提出について

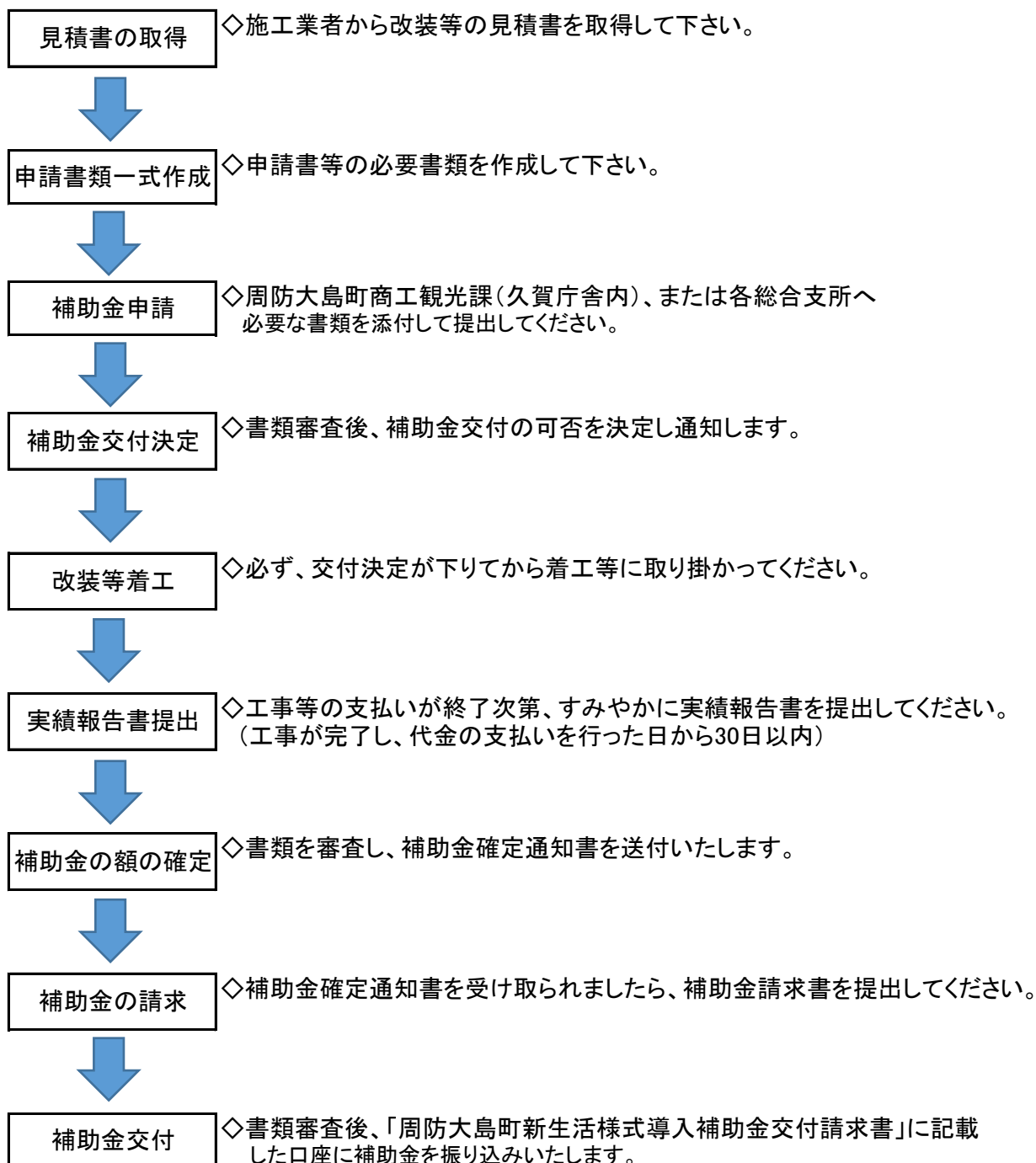
- ・工事が完了し、代金の支払いを行った日から30日以内までに実績報告書を町に提出して下さい。内容を審査し、補助金額の確定を行います。

実績報告時 必要書類	(1)実績報告書 (2)領収書の写し (3)事業実施後の状況がわかる写真
---------------	--

11. 申請書提出先

- ・商工観光課、または各総合支所

補助金申請～交付までのながれ



問い合わせ先

周防大島町商工観光課(久賀庁舎内) 電話:0820-79-1003